

## 3月10日本会議再開（第2日目）

### 1. 出席議員 13名

|       |               |       |           |
|-------|---------------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君     | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2   〃 | 中 嶋       登 君 | 10 〃  | 山 城 峻 一 君 |
| 3   〃 | 塚 田       舞 君 | 11 〃  | 柰 津 明 子 君 |
| 5   〃 | 水 出 康 成 君     | 12 〃  | 大日向 進 也 君 |
| 6   〃 | 宮 入 健 誠 君     | 13 〃  | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7   〃 | 中 村 忠 靖 君     | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君 |
| 8   〃 | 星       哲 夫 君 |       |           |

### 2. 欠席議員 なし

### 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 町                   長 | 山 村       弘 君 |
| 副       町       長     | 臼 井 洋 一 君     |
| 教       育       長     | 塚 田 常 昭 君     |
| 総 務 課 長               | 伊 達 博 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長           | 竹 内 祐 一 君     |
| 会 計 管 理 者             | 竹 内 優 子 君     |
| 住 民 環 境 課 長           | 山 下 昌 律 君     |
| 福 祉 健 康 課 長           | 鳴 海 聡 子 君     |
| 商 工 農 林 課 長           | 北 村 一 朗 君     |
| 建 設 課 長               | 堀 内 弘 達 君     |
| 教 育 文 化 課 長           | 長 崎 麻 子 君     |
| 収 納 対 策 推 進 幹         | 細 田 美 香 君     |
| まち創生推進室長              | 小河原 秀 昭 君     |
| D X 推 進 室 長           | 瀬 下 幸 二 君     |
| 総 務 課 長 補 佐           | 宮 下 佑 耶 君     |
| 総 務 係 長               | 宮 嶋 和 博 君     |
| 総 務 課 長 補 佐           | 宮 嶋 和 博 君     |
| 財 政 係 長               | 宮 原       卓 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐       | 宮 原       卓 君 |
| 企 画 調 整 係 長           | 川 島 徳 夫 君     |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長       | 川 島 徳 夫 君     |
| 子 ども 支 援 室 長          | 橋 本 直 紀 君     |

### 4. 職務のため出席した者

|             |               |
|-------------|---------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 橋       勉 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君     |

### 5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                        |            |
|------------------------|------------|
| (1) 水道広域化についてほか        | 祢 津 明 子 議員 |
| (2) 子どもが安心して成長できる環境をほか | 塚 田 舞 議員   |
| (3) 戦後・被爆 80 年の想いはほか   | 大 森 茂 彦 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第 1 「一般質問」

**議長（滝沢君）** 質問者は、お手元に配付したとおり 7 名であります。質問時間は、答弁を含めて 1 人 1 時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに 11 番 祢津明子議員の質問を許します。

**11 番（祢津さん）** おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

#### 1. 水道広域化について

総務産業常任委員会では、1 月 30 日に建設課より委員会室にて水道事業に関する説明を受け、その後、坂城第 1 配水池と中之条配水池の現地調査を行いました。当町の送水ルートは、上田市の諏訪形浄水場から送水管を通り、上五明増圧ポンプを経由して坂城大橋を渡り、坂城第 1、第 2 ポンプから坂城第 1、第 2 配水池に水が送られます。その後、右岸側の南日名、御所沢、葛尾、中之条、入横尾の各配水池へと水が送水されます。

現在、坂城町が抱える大きな課題として、一つ目は、坂城大橋に架設されている送水管が災害などで損壊した場合、千曲川右岸側地域、つまり坂城、中之条、南条地区の全戸が断水となる可能性があること。二つ目は、諏訪形浄水場が機能停止した場合、もしくは左岸側送水管が経年劣化などにより大規模漏水が発生した場合、町内全域が断水となる可能性があるという

2点です。

現地調査の結果、送水管の二重化と非常時水運用体制の構築が喫緊の課題である一方、住民が水問題をあたり前と捉えている現状を踏まえ、リスクの可視化や啓発活動を通じて、水問題への理解と危機意識を高めることが重要であると認識しました。

そこで、イ．広報について。これまでの経緯をまとめますと、将来の人口減少による料金収入の減少、老朽化施設の更新費用の増加、少子化による担い手不足、多発する大規模災害への対応といった水道事業が直面する課題に対応し、基盤を強化するため、平成26年8月に水道事業運営研究会が設立され、平成30年の水道法改正による広域化・民間参入の促進を受け、令和2年度に厚生労働省が、当地域をモデル地域に選定。令和3年7月には、3市1町の首長が県知事に広域化の要望書を提出し、上田長野地域水道事業広域化研究会が設置され、シンポジウムや住民説明会を経て、令和6年4月8日に上田市、長野市、千曲市、坂城町の3市1町と県企業局との統合を目指す上田長野地域水道広域化協議会が設置されたというのがこれまでの経緯です。

上田長野地域水道広域化協議会設置後、令和6年に実施された住民説明会は、長野市と上田市で開催され、参加者532人のうち446人、約83%を上田市の住民が占めていたとのことでした。この話を聞き、住民への情報伝達の難しさを感じました。

そこでお伺いいたします。令和4年と5年に開催された住民説明会では、どのような議論が交わされ、どのような意見が出されたのか具体的にご説明ください。特に住民の不安や疑問点、懸念事項としてどのようなものが多かったのか、これまでの広報の経過と今後の予定もお聞かせください。

次に、ロ．事業費について。令和5年9月議会で、同僚議員の答弁では、令和3年度に実施した広域化・広域連携の財政シミュレーションの結果では、50年間で669億円の効果があると試算されていますが、事業費全体の金額は触れられておりませんでした。令和6年度上田長野地域水道広域化協議会の資料によりますと、令和3年の広域化研究会で示された総事業費は589億円余、そして令和6年に示された総事業費は1,119億円余です。この3年間で約2倍にはね上がっています。

事業費の内訳を見ますと、令和8年度から令和16年度までの9年間で、広域化の国庫補助事業が500億円、運営基盤の国庫補助事業が500億円、単独事業が119億円であり、その後、令和53年までは単独事業として年間109億円がかかると計画されています。

そこでお伺いいたします。今回の水道広域化は、予想をはるかに超える超大型投資事業となりますが、今後、住民への周知はどのように実施していくのでしょうか。事業の必要性やメリット、デメリットなどについて、わかりやすく丁寧な説明が求められると考えますが、具体的な計画をお聞かせください。

以上2点についてご見解をお尋ねいたします。

**町長（山村君）** ただいま祢津議員さんから水道広域化について、イとして広報について、ロとして事業費についてご質問いただきました。坂城町にとりまして、極めて重要な事業だと思っております。若干お時間をいただきまして、イ、ロのご説明を申し上げたいというふうに思っております。

まず、イ．広報についてのご質問であります。まずこれまでの取組の経過についてご説明いたします。

水道事業につきましては、将来の人口減少による料金収入の減少や老朽化施設の更新費用の増加などが見込まれることに加えまして、少子化による担い手不足や多発する大規模災害への対応などから、全国的に水道事業の経営環境の悪化が懸念されているところであります。

本地域においても例外ではなく、令和3年7月に、長野市・上田市・千曲市・坂城町・県企業局の5団体により、上田長野地域水道事業広域化研究会を設立し、6年3月まで6回の研究会と、75回の幹事会を開催し、地域にふさわしい水道事業の在り方について、広域化を一つの方向性として検討してまいりました。

また、広域化に向けたこうした検討の経過につきましては、令和3年11月に「上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウム」、5年11月には「水の未来を考えるシンポジウム」と、2回のシンポジウムを開催するなど、広く地域住民の皆様にお知らせしてきたところであります。

一方、この間の当町の取組といたしましては、令和4年10月6日、役場講堂において、当町へ水道水を供給している長野県企業局とともに住民説明会を開催し、48名のご参加をいただきました。

また、令和5年1月19日と同年の9月7日には、子育て支援センターにおいて、子育て世代の皆様を対象とした説明会を開催し、27名のご参加をいただいております。説明会の都度、アンケート調査も実施してまいりました。

こうした説明会での主な内容といたしましては、長野県企業局より水道事業の概要や研究会における検討状況のほか、先ほどお話がありました水道送水管路の二重化や浄水場間の連絡管の新設等による災害時の安定した給水の必要性についての説明がなされたところであります。

説明会に参加された皆様からは、広域化は民営化につながってしまうのではないか、長野県企業局の関わり方はどうなるのか、また広域化後の事業主体はどうなるのか等についてご意見が出されました。

それに対しまして、広域化による民営化は想定しておらず、また、いきなり県企業局が関わりをなくすのではなく、新たに企業団等の事業主体を立ち上げて運営していくことができないか等について検討していく旨、企業局や私からも説明させていただき、一定のご理解をいただ

けたものと認識しているところであります。

その後、研究会での広域化に向けた基本的な方向性等の研究内容を踏まえたさらなる検討、協議を実施するため、令和6年4月には、上田長野地域水道事業広域化協議会を設立いたしました。

7月に開催した第2回協議会では、現時点での課題及びその課題の解消に向けた協議の方向性を共有するための基本計画の策定について合意し、10月に開催した第3回協議会では、上田長野地域水道事業広域化に関する論点整理として、令和5年度に実施した施設整備計画に係る財政シミュレーションの結果等について報告がなされ、検討、協議を行ったところであります。

その協議の中で、上田長野地域水道事業広域化基本計画（素案）をお示しし、この素案をもって構成団体の住民の皆様から広くご意見等を募集することといたしました。

意見募集につきましては、構成団体である市町それぞれで実施をすることとし、当町では、説明会方式による一部の出席者の方々のご意見だけではなく、広く町民の皆様からご意見をいただけるよう、「広報さかき」や町ホームページでお知らせする中で、投書方式による意見募集を実施いたしました。

この意見募集におきましては、当町では1名の方から5件のご意見をいただき、協議会全体では78名の方から計144件のご意見が寄せられたところであります。

寄せられたご意見につきましては、協議会として取りまとめを行い、2月1日に開催された第4回協議会の中で、基本計画（素案）に対する意見募集等の結果について、事務局から報告がなされ、寄せられた意見及びその回答について共有されたところであります。

なお、当町に寄せられました5件の意見及び回答の要旨であります。一つ目として、水道料金の上昇、非常時の対応、多様な水運用以外のメリットはあるのかというご意見に対しましては、専門人材の確保、ダウンサイズ等による水道施設の最適化、国庫補助等を活用した経営の安定化が挙げられると回答し、二つ目として、広域化により新たな負担は発生するのかというご意見に対しましては、令和16年度までの国庫補助期間中は、企業団施設整備に資する広域化事業等について、各市町で出資を予定しており、団体間協議において、その負担方法はルール化すると回答、三つ目として、企業団参加時の団体としての準備及び持参金のような負担はあるのかというご意見に対しましては、企業団参加時には各団体議会の議決が必要になること、また、持参金での負担はないと回答、四つ目としまして、町職員の企業団への派遣や出向についてというご意見に対しましては、将来的にはプロパー採用とする予定であります、事業開始当初は構成団体からの職員派遣による運営を想定していると回答、そして五つ目としまして広域化に反対するわけではないが、団体として広域化に反対、参加しないという選択は可能なのかというご意見に対しましては、現在は、構成団体間で足並みをそろえて検討してい

る段階で、今後、事業統合するか、しないかを判断すると回答いたしました。

また、第4回の協議会におきましては、寄せられたご意見の中から特に施設整備費の各団体における負担、基本計画に関するスケジュールの内容について検討協議を行いました。

協議会の席上、私からは、千曲川左岸側の村上地区のみに敷設されている基幹送水管について、災害時も含めて全町に安定した給水を行えるよう、右岸側にも送水管を敷設する送水管路二重化と、水道の供給を受けている上田市諏訪形浄水場の機能が、災害等により停止した場合の供給体制の整備といった、送水管及び浄水場のバックアップ機能の重要性について改めて要望し、協議会として具体的な検討を行っているところであります。

また、町民への周知という点では、協議会が開催された際は、構成団体のおのおのがホームページを通じ会議資料等を公開し、協議会事務局ではSNSを活用した若者世代への情報発信等にも取り組んでおります。

今後、この水道事業広域化に関し、住民の皆様により関心を持っていただけるよう、引き続き、構成団体と連携しながら、地域の皆様に広く情報をお伝えできるよう、さらなる周知に向けて検討してまいりたいと考えております。

続いて、ロの事業費についてのご質問であります。当町では、町内のほとんどが県営水道の給水エリアとなっており、町では水道事業を実施しておりませんが、企業団を設立した際は、当町もその構成団体の一員となり、新たな取組に参加していく形となります。

昨年10月に開催された第3回協議会において公表された、現段階の施設整備計画及び財政シミュレーションの中では、水道施設整備に係る事業費の合計は、補助期間である令和16年までの9年間で1,119億円、年平均で約124億円を見込み、補助期間終了後の事業費は年109億円としております。

先ほども申し上げましたが、この事業の中には当町の千曲川右岸側の送水管路二重化の施設整備が含まれております。

現在、県企業局には諏訪形浄水場から単線で千曲川左岸側を経由した後、先ほどもお話がありました。坂城大橋を通じて千曲川右岸側への給水を実施していただいておりますが、台風や地震をはじめとする災害等により落橋等の被害が生じた場合、右岸側にお住まいの約8割の住民の皆様に水道水の給水ができなくなることが想定されます。

さらに、現在は左岸側からポンプにより加圧し送水しておりますので、停電発生時にも給水が止まる可能性を否定できませんが、管路二重化が実施された際には、高低差を利用した自然流下による水運用が可能となり、停電時においても供給の確保が見込まれることに加え、平時におきましても自然流下式にすることで動力費の削減が見込まれるところであります。

このように、災害対応や効率的な水運用の観点からも、この施設整備計画は当町において大きなメリットをもたらすものと認識しております。

現時点におきましては、事業統合自体は決定事項ではありませんので、今後の状況に応じ、関係機関との協議を行っていく必要があります、費用や整備内容につきましても流動的な状況であります。

費用負担につきましては今後の検討課題となっており、次回協議会以降、その方向性についてお示しができるよう、各構成団体と協議してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、引き続き町民の皆様に対し丁寧な説明を行うとともに、ご意見をお聞きしながら、安全で安心な水道水が安定的に供給できるよう、また将来にわたって持続可能な水道事業を構築するため、当地域を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿について、県企業局及び関係市とともにさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

**11番（柊津さん）** ご答弁いただきました。ここで再質問をさせていただきます。

安心・安全な水供給は、住民の生活を支える基盤です。広域化の問題や補助金の問題も重要だと考えますが、まずは安心・安全な水維持管理ができる方法をしっかり議論すべきです。今後の対応をどう考えているのでしょうか。

そして、なるべく早い段階で坂城町独自の財政シミュレーションを提示し、財政への影響を慎重に検討し、費用負担など、より詳しく住民に情報提供することが重要と考えますが、町のお考えをお聞かせください。

**建設課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

まずは、安心・安全な水道の維持管理の議論に向けた検討をということではありますが、人口減少や水道インフラの老朽化に対応するといったことを考慮する中で、安心・安全な水道の維持管理を図るための一つの方策として広域化について検討しておりますので、これを切り離して考えるものではないという認識でございます。

町といたしましては、安全で安心な水道水が安定的に供給でき、また将来にわたって持続可能な水道事業を構築できますように、引き続き他の構成団体と足並みをそろえながらも、スピード感を持ってさらなる協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、財政シミュレーションにつきましては、水道事業体ではない当町が独自に行うことはできない状況であります。広域化に伴う費用負担につきましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、協議会における今後の検討課題でもありますので、その方向性について、なるべく早い段階に住民の皆様にお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（柊津さん）** ご答弁いただきました。水道広域化の推進にあたり、不安を抱える住民に対し、広域化によるメリットだけでなく、デメリットについても丁寧に説明をし、過去、住民説明会で出された意見や質問を踏まえ、それらに対する回答をわかりやすく提示することで住民の不安が解消されます。また、国や県のシミュレーションに依存するのではなく、独自に詳細な財政シミュレーションを作成し、広域化が町の財政に与える影響を慎重に検討し、費用負

担の根拠を明確に提示することも不可欠です。

さらに、シミュレーション結果や費用負担の根拠など、住民が判断材料として活用できる十分なデータがそろった段階で、再度住民説明会を開催し、住民の疑問や不安に丁寧に応える必要があります。

広域化の話が進められていることすら知らない住民が多い現状を踏まえ、「広報さかき」やSNSなど、多様な手段を活用して情報提供を行い、住民一人一人の理解を深める努力が求められます。

水は命という普遍的な認識を深く共有し、安全で安定した水道供給を将来にわたって実現するために、対話を重ね、議論を深めることが不可欠です。広域化という重要な課題に対し、情報提供を徹底し、わかりやすく丁寧な説明を行うことで住民の不安を解消し、納得と安心が得られるよう、町は全力を尽くさなければなりません。

先日行われた上田地域広域連合議会で、上田市市議会議員の方より「坂城町の担当職員の方は、非常に勉強されていてびっくりしました、すばらしい」といただいたお褒めの言葉は、職員の努力のあかしであり、大変誇らしく思います。いずれにせよ、時間が迫っています。繰り返しになりますが、安心・安全で安定した水道供給を将来にわたって実現できるよう期待します。

次に、2. 不登校対策について。

少子高齢化が進む日本では、15歳未満の子どもの数は、40年以上減少を続けています。一方で、そのような状況下においても、不登校児童生徒数は毎年増加し続けています。昨年10月の文部科学省の発表では、令和5年度の全国不登校児童生徒数は34万6,482人で、前年度から4万7,434人、15.9%増加し、11年連続で過去最高となりました。

都道府県別1千人当たりの不登校生徒数は、長野県は小学生が全国2位で30.5人、中学生が全国6位で75.2人です。上位10県を見ますと、大都市圏のある都道府県よりも、いわゆる地方の県のほうが割合が高い傾向にあります。

坂城町のデータを見ますと、令和元年、小中学校の児童生徒数は1,111名、令和5年が930名と、181人減少しています。一方、不登校生徒数は、令和元年では小学校で2人、中学校で8人、合計10人だったものが、令和5年では小学生で11人、中学校で20人、合計31人と、僅か5年で約3倍に増加しています。これは憂慮すべき数字です。

そこで、イ. 現状について。町の不登校対策について、2点お伺いいたします。

1点目として、不登校について、町としてどのような取組を行っているのでしょうか。また、議論を行っている具体的な会議体や協議内容についてお聞かせください。

2点目として、各学校の先生方との意見交換会はどのように実施されているのでしょうか。また、保護者との意見交換は実施されているのでしょうか。不登校の原因や背景は多岐にわた



るため、現場の先生方や保護者の意見を丁寧に聞き取り、実情に即した対策を講じることが重要だと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

次に、ロ、今後について。先ほども説明しましたが、近年、子どもたちの不登校は深刻な社会問題となっており、その数は年々増加の一途をたどっています。この状況は、子どもたちだけではなく、保護者の負担も増しています。主なものとして3点挙げますと、1点目として、精神的な負担です。我が子が学校に行けなくなってしまったとき、保護者の方々は将来への不安、周囲からの理解不足、そして自分を責めてしまう気持ちなど、様々な感情に押し潰されそうになります。誰にも相談できず、孤立感を深めてしまうケースも少なくありません。

2点目として、経済的な負担です。不登校の子どもの学習支援やカウンセリングには、どうしてもお金がかかります。フリースクールやオンライン学習など、多様な学びの場を選択しようとするれば、さらに経済的な負担は大きくなります。働きたくても働けない、あるいは仕事を減らさざるを得ない保護者の方もいらっしゃいます。

3点目として、時間的な負担です。子どものケアや学習支援、そして日々の家事など、保護者の方々は休む暇もなく、時間に追われる生活を送っています。自分の時間を持つことができず、心身ともに疲弊してしまう方も少なくありません。このような状況を踏まえ、私は具体的な支援策が必要だと考えます。

そこで、2点伺いいたします。1点目として、不登校の子を持つ親への社会全体での理解が必要だと考えます。不登校は誰にでも起こり得る問題であり、温かい支援と学び続けられるよう手を差し伸べられる社会環境づくりが重要だと考えますが、町の具体的な取組についてお聞かせください。

2点目として、町として今後どのように不登校に対応していくのでしょうか。現状の課題や課題認識、今後の具体的な対策や目標について、詳細をお聞かせください。

以上、イ、ロについてご見解をお尋ねいたします。

**教育長（塚田君）** 不登校について、ご質問に順次お答えいたします。

初めに、町教育委員会における不登校対策につきましては、文部科学省が示した不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方に基づき、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという視点に立ち、学校になじめない児童生徒に対して、その要因の解消を図るとともに、誰もが安心して学べる学校づくりや、学校に登校できない児童生徒に対する多様な学びの場における学習支援など様々な角度から、学校、関係機関と連携し、議論を重ねながら、対策を進めております。

不登校の定義については、文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくとも登校できない状況にあるために年間

30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとしており、全国並びに長野県の令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数は、共に過去最多となっております。

その背景といたしましては、いじめや学校での不適応、学業不振、家庭環境の問題、児童生徒の特性などの原因に加えて、コロナ禍における学校閉鎖を経て欠席への抵抗感が低下したことも大きな要因と見られており、当町の小中学校におきましても、直近5年間の不登校に該当する児童生徒の割合は、全国、県より低い水準ではあるものの、増加傾向が続いております。

このような状況を踏まえ、イ．現状についてのご質問の1点目として、不登校に対する町の取組、議論の状況についてお答えいたします。

まず、町教育委員会では、県教育委員会の「不登校への対応の手引き」に加え、町における不登校への基本的対応を定め、毎年度、町校長会において基本的対応の確認を行い、学校における不登校への早期対応と継続的支援を図っております。

具体的には、明らかな病気等の場合を除き、欠席1日目から家庭への連絡、欠席2日目には家庭訪問、欠席が3日続く場合には、校内支援会議を開き支援策を講じております。

欠席の長期化が危惧される場合には、学校内での居場所や学びの場として学校内外の教育支援センターなどの検討及びカウンセリング等を実施するとともに、個々の状況に応じてスクールソーシャルワーカー、子育て支援センター等関係機関とも連携して支援することとしております。

また、不登校を未然に防止するための対策として、学校におけるいじめ防止や、児童生徒の特性に応じた合理的配慮、学力を保证するためのICTを活用した授業改善のほか、教員の働き方改革や、業務の効率化により教員が児童生徒と関わる時間を確保すること等を基本的対応として定めております。

特に不登校の重大な原因となるいじめにつきましては、町教育委員会において策定した、いじめ防止のための基本方針に基づき、地域関係者も交えたいじめ防止のための委員会を各学校に組織し、いじめの未然防止と早期対応、子どもたちが登校したいと思える学校づくりを進めております。

また、特性のある児童生徒が、個々に合った学びの場で過ごすことができるよう検討するため、教育支援委員会を設置し、外部の専門職も交えて、様々な観点から個々の児童生徒への最適な支援の在り方を協議しております。

こうした、個々の児童生徒の支援に関する情報は、保護者等への説明とともに、就学前から小中学校に共有され、進学など環境の変化による学校での不適応が生じないよう、切れ目のない支援に取り組んでおります。

このほか、不登校の兆候を早期に発見するための取組として、スクールカウンセラーによる

学校でのカウンセリングや、SOSの出し方についての教育、アンケート方式のテストにより、児童生徒の学校生活の状況や学習意欲、クラスでの満足度、いじめの有無についての調査を学期ごとに実施し、不登校の要因となる児童生徒の不安や悩みの把握と、早期対応に努めております。

次に、学校の教職員との意見交換につきましては、毎月開催される町校長会や教頭会において、いわゆる気になる子どもの情報を学校と共有するとともに、個々の児童生徒に係る校内支援会議では、教育委員会から専門知識を有する教育コーディネーター、教育・心理カウンセラー、子育て支援センターの職員が参加し、現場の教員と意見交換を行いながら、必要な対応・支援について検討を行っております。

また、保護者に対しましては、教育相談や必要に応じたカウンセリングを実施し、保護者の意見を伺いながら児童生徒の将来や進路希望も含め、家庭の状況を踏まえた支援に取り組んでおり、家庭環境に不安がある場合には子育て支援センターを中心に関係機関が連携し、家庭に対するサポートを行っております。

初めに申し上げましたように、不登校の要因は多岐にわたり、複数の原因が絡み合っているケースや、原因が特定できないケースもあることから、個々のケースに応じて、教育現場や保護者の意見を踏まえ、児童生徒、保護者、家庭に寄り添った対応をすることが重要であると考えております。

続きまして、ロ．今後について、1点目の温かい支援と学び続けられる社会環境づくりについてのご質問からお答えいたします。

様々な要因により発生する不登校は、ご質問にありましたとおり、誰にでも起こり得る問題と捉えており、そうした中、全ての子どもたちが安心して学び続けられる環境づくりが不可欠だと考えております。

特に、不登校の子どもたちは、心の傷や悩みを抱えていることが多く、保護者についても、不安や教育・子育てに対する困難さを感じていることが多々あります。

まずは、このような家庭の気持ちに寄り添い、理解しようとするのが大切であることから、学校だけではなく、教育相談やカウンセリング、子育て支援センター等において教育・子育てについて相談しやすい環境を整え、家庭の孤立感を和らげ、信頼関係を築きながら、必要な場合には、医療や福祉など関係機関とも連携するなど、包括的な支援につなげてまいりたいと考えております。

加えて、教育支援委員会では、多様な児童生徒がいる中で、何らかの理由で学級になじめないことが不登校につながるよう、個々の特性に応じた適切な学びの場や支援を検討し、家庭の理解を得ながら、必要な支援に取り組んでおります。

また、教育委員会では、学級になじめない児童生徒の学びの場として、坂城中学校に校内の

教育支援センターであるフレンドリールーム、校外の教育支援センターである大峰教室を設置しており、教員資格を持つ指導員による学習支援、社会的スキルの向上、相談支援を行い、学校とのつながりを保ちながら、児童生徒が自分のペースで成功体験を積み重ね、自信と自己肯定感を取り戻し、将来を見据えて再び学びに向かう意欲を向上させることを目指して取り組んでおります。

また、個々の児童生徒の状況に応じ、ＩＣＴ環境を活用し、家庭や、校内の別教室等からのオンラインでの授業にも対応しており、併せてＷｉ－Ｆｉルーターの無償貸与など家庭の負担にならないよう配慮しております。

続いて、町における今後の不登校対策と課題についてのご質問にお答えいたします。

町教育委員会では、これまで申し上げた不登校対策を中心に、引き続き、個々の児童生徒に寄り添った支援と不登校の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

一方で、不登校児童生徒の割合が増加する中、今後の課題といたしましては、一つ目に、個々のケースにきめ細やかな対応をしていくための人的な支援体制を確保することが必要と考えております。

しかしながら、特に教育相談、カウンセリング、家庭支援に携わる専門知識と経験を有する人材の安定的確保につきましては、少子化による児童生徒数の減少により、教職員が削減されている状況になっております。

そこで、町では各校に複数の支援員等を配置し、児童生徒への支援等と教員の負担軽減を図っておりますが、引き続き、学校におけるニーズを踏まえ、支援員等の最適な配置に努めてまいります。

二つ目の課題といたしまして、不登校を増やさない誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりであると考えております。

学校は、多くの人と関わりながら、様々な活動を通して、社会で役立つ生きる力を養う場であり、公的に質が確保された教育機関であり、心の傷や悩みを抱える児童生徒にとって不登校の時期は、休養や自分を見詰め直す意義を持つ時間となり得る一方で、学校教育を受ける機会が失われることは、児童生徒が将来にわたり社会的自立を目指す上で大きな影響を及ぼすと考えられます。

町教育委員会といたしましては、こうした学校の役割を認識し、不登校の児童生徒が学校になじめない要因の解消に努め、子どもたちが学校において適切な教育や支援を受けることができるよう、学校と連携し、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めてまいります。

最後に、対策の目標につきましては、不登校そのものを問題行動とするのではなく、全ての児童生徒が、主体的な進路選択と社会的自立のために適切な支援を受けられること、また、不登校状態にあったとしても、学校とのつながりを維持しながら、自分に合った学びが継続でき

るよう、教育支援センターや民間施設を含め多様な学びの場にマッチングしていくこと等、子どもたちの学ぶ意識を継続することを目標にして、不登校対策に取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（柊津さん）** ご答弁いただきました。1点、再質問いたします。県教育委員会は、不登校の生徒や支援のニーズがある子どもが増える中、一人一人の特性に合った学びの環境を整えるために、公立学校の改革を進めています。その取組の一つとして、個別最適な学びの本格導入を目指し、昨年10月にウェルビーイング実践校のモデル校を募集しました。この実践校が目指す学校の姿は、全ての子どもが好きや楽しい、なぜをとことん追求するために、自ら学び方等を選択でき、自己実現できるウェルビーイングな学校です。

11月7日にウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）の応募が締め切られ、38団体から応募があり、学校単独のもの、中学校区で小中が一緒に応募してきたもの、近隣の学校とグループで応募してきたもの、市町村教育委員会管内の全学校で取り組もうとするものなど、予想をはるかに超える多くの応募があったと聞いております。学校改革、教育改革、授業改革に取り組もうとする学校が県内に多くあることに、長野県の武田教育長は勇気づけられ、その反面、この中から10校程度を選ぶのに苦慮したとおっしゃっていました。

私は、坂城町が掲げる「チャレンジSAKAKI well being」にかなう取組の一つと考えますが、応募はしたのでしょうか。応募したのであれば、その内容と結果をお聞かせください。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問について、お答えいたします。

県のウェルビーイング実践校TOCO-TONについての町の状況でございますが、ウェルビーイング実践校TOCO-TONは、県の個別最適な学びへの転換プロジェクトの取組の一環として、一人一人に合った学び方を選択でき、自己実現できる学校を目指し、学校の仕組みの変革や、子ども、保護者、地域との意見交換等を通じた学校づくりに取り組む学校を県がウェルビーイング実践校として指定し、支援を行っていくものでございます。

昨年10月に県よりウェルビーイング実践校の募集があり、全県で38件の応募の中から10件、70校がウェルビーイング実践校TOCO-TONとして指定を受けております。当町におきましても、町立4小中学校が共同で、子どもも教職員も自己肯定感を高めることのできる学校、学校生活を見直し多様性を包み込む環境づくりをテーマに、ICT環境を活用した4人1グループによる互いを尊重する学び合いや、多様性を包み込むインクルーシブな学級づくり、教員による授業研究の改革など、これまで町の小中学校で進めてきた取組を一層推進することを目指して応募いたしました。その結果につきましては、残念ながらウェルビーイング実践校TOCO-TONの指定は受けられませんでした。取組内容について一定の評価をいただき、県から学びの改革リーディング校として指定を受けることとなりました。

学びの改革リーディング校に指定された学校につきましては、令和7年度応募時の取組に関する研修費用の助成や、県による加配教員の配置などの支援を受けることができます。町教育委員会及び町の小中学校では、学びの改革リーディング校に対する県の支援を活用しながら、引き続き全ての子どもたちが自己と他者を認め合いながら学ぶことができる学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**11番（祢津さん）** ご答弁いただきました。2月10日に信州学び円卓会議ともつくフォーラムに参加し、ウェルビーイング実践校の特色ある発表に感銘を受けた一方で、子どもたちの意見が十分に反映されていない現状に課題を感じました。

阿部知事も参加され、発表の一部において教員免許の弾力化、学習指導要領の廃止、海外の学校との連携という大胆な教育改革の宣言がされ、従来の教育の枠を超え、子どもたちの可能性を最大限に引き出すという強い意思が感じられ、信州の教育の未来に大きな希望を抱きました。

また、不登校については、不登校も子どもの自死も増加しており、その要因は多岐にわたり複雑です。これらの問題の根底には、子どもたちがSOSを出しているにもかかわらず、その声が社会に届きにくいという共通の問題があります。

このような状況の中、全ての子どもたちが自分らしく幸せに成長できる社会を目指し、昨年4月にこども基本法が施行されました。この法律では、国や自治体が子どもに関する政策を進める際、子どもたちの意見を反映することを重視しています。しかし、子どもたちの声を社会に届けるためには、意見を聞き、政策につなげる橋渡し役が必要不可欠です。

私は、子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちが笑顔で過ごせる場所を提供するために、橋渡し役の設置が大切だと考えます。具体的には、学校や地域社会に子どもたちが気軽に相談できる窓口を設け、オンラインでの相談にも対応できるようにすることが考えられます。また、子どもたちが定期的に意見交換できる子ども会議のような場を設けることも有効でしょう。

さらに、不登校対策では、多岐にわたる要因が複雑に絡み合っているため、一概に特効薬はなく、日頃のコミュニケーションを大切にし、例えば学校では専門家支援、家庭では安心できる環境づくり、地域では居場所などの提供、行政では多様な学びの場の確保など、学校、家庭、地域社会、行政がそれぞれの立場で連携し、対策を組み合わせることで不登校の未然防止、早期発見・早期対応、そして不登校になった場合の適切な支援が可能になると考えます。この不登校対策と子どもの声を聞く橋渡し役を連携させることで、より子どもたちの声が届きやすい社会になることでしょう。

また、先行きが不透明な時代の中で、ゼロイチ、つまりゼロから1を生み出すには、時間と労力が足りません。物まねを反対する方もいることは承知していますが、まずはTTP、徹底的にパクリ。これが最善の道だと思います。私は、他市町村が実施をし、成功していることに



対し、まずまねてみて、そこから坂城オリジナルにすることが、教員や職員にも負担なく、いち早く住民の幸せにつながると考えます。

最後に、政策提言や調査研究を行う信頼性の高い構想日本のホームページより引用し、今回の一般質問をまとめますと、政治や行政は、私たちの生活に密接に関わっているにもかかわらず、日本は世界有数の他人事の国であり、民主主義の大前提である住民、つまり国民による政治・行政を自分ごととして捉える考えが極めて希薄です。過去半世紀以上にわたる安定したよい時代が逆に政治・行政を他人事としがちな風潮を生み出し、その結果、国民の声が届きにくく、声の大きい人や身内の意見が優先され、無駄な行政業務が増え、最終的には増税、汚職、財政破綻などの形で私たちにツケが回ってきます。将来を見据え、政治・行政を自分ごととして考えられる場づくりが今こそ求められています。私は、全ての人が子どもたちの未来を見据え、自分ごととして考えられる場づくりができるよう取り組んでいきたいと考えています。

以上で一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

**3番（塚田さん）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 子どもが安心して成長できる環境について。

近年、日本の子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。少子化が進み、2023年の出生数は過去最低を更新しました。働き方の変化や経済的負担の増加により、子育ての負担感が高まっています。また、共働き世帯の増加や核家族化が進み、子どもの居場所や地域の支援体制の重要性が一層高まっています。同時に、子どもの貧困や学力格差、インターネット、SNSの影響といった新たな課題も顕在化しており、これらに対する包括的な支援策が求められています。

このような多岐にわたる課題を受け、政府も2024年に子ども・子育て支援法の改正を進め、保育・教育の充実、子どもの居場所づくり、経済的支援の拡充などを推進しています。こうした社会状況は、坂城町においても無関係ではありません。子どもたちが安心して成長し、保護者が安心して子育てできる環境を整えるためには、行政の計画が的確に地域の課題に対応していることが重要です。

そこで、イ. 第3期子ども・子育て支援事業計画について、3点お尋ねします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、自治体が5年ごとに策定する計画です。教育・保育の充実や子育て世帯の支援を目的とした地域の重要な指針となりま

す。

現在の第2期計画が今年度で終了し、令和7年から11年度を対象とした第3期計画が新たに策定されます。坂城町においても、地域の子育て家庭の状況や子育て支援のニーズを把握し、平成27年3月に、地域みんなで子育てサポートを基本理念に坂城町子ども・子育て支援事業計画が策定され、スタートしました。また、子育て世帯の経済的負担の軽減に配慮するために、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化などが実施されています。

そこで、一つ目として、子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て環境をよりよくするために策定されたものですが、計画が実際にどのような成果を上げたのかを明確にすることが重要です。特に目標に対する達成状況や住民の満足度、課題などがどの程度解決されたのかを把握することで次期計画の改善点を見いだすことができます。坂城町における第2期子ども・子育て支援事業計画の成果はどう評価されているか、お聞きします。

二つ目として、第3期計画は令和7年度からスタートする予定ですが、その策定プロセスやスケジュールを把握することで、町民が意見を述べる機会や計画内容に関する情報提供のタイミングを確認することができます。第3期子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールはどのようになっているかお聞きします。

三つ目として、住民の意見を反映する仕組みがどのように整えられているかを知ることで、計画の透明性や住民参加の度合いを確認することができます。特に子育て当事者や関係者の声がしっかりと計画に反映されることが実効性のある施策につながります。坂城町子ども・子育て会議の審議に加え、町民の意見を聞き、反映する仕組みはどのように整備されているか、また、計画策定後、町民への周知はどのように行うのかをお聞きします。

次に、ロ．計画の方向性について、3点お尋ねします。

国では、保育の受皿の拡大とともに保育の質の向上が求められています。特にこれまでの量の見込みだけでなく、より詳細なデータ収集や保護者の意向を踏まえた形へと保育のニーズの把握方法の変更が進められています。これに伴い、保育園と幼稚園の垣根が下がり、認定こども園の普及など、より柔軟な保育環境の整備が求められています。

また、全国的な課題として、保育士の雇用の安定化や処遇改善が挙げられます。非正規雇用の保育士の増加が保育の質に影響を及ぼす懸念も指摘されており、安定した人材確保に向けた取組が急務となっています。さらに、共働き世帯の増加や育児と仕事の両立支援の観点から、お預かり保育の充実も重要な課題です。

この点において、政府が進めるこども誰でも通園制度の創設も注目されています。これは、就労の有無を問わず、全ての子どもが幼児教育・保育を受けられる環境を整えるものであり、本町においても、今後の保育計画に影響を与えるものと考えられます。

そこで、一つ目として、第3期計画では、これまでの課題を踏まえた上でどの分野に特に力



を入れるのかを明確にすることが重要です。保育の質の向上や保育士の処遇改善など全国的な課題がある中で、本町がどの点に重点を置くのか、計画の優先順位や重点施策についてお聞きます。

二つ目として、保育のニーズを正確に把握することは、適切な支援体制を構築する上で不可欠です。国では、量の見込みだけでなく、より詳細なデータや保護者の意向を反映させた把握方法への転換が進められています。どのようなデータを基に計画を策定し、国の方針で求められている保育のニーズの把握方法の変更に本町はどのように対応しているかお聞きます。

三つ目として、共働き世帯の増加に伴い、柔軟な保育環境の整備が求められています。特にこども誰でも通園制度の導入が予定される中で、本町の預かり保育の現状や今後の方針がどのように変化するのかを確認することは、地域の子育て世帯にとって重要な情報となります。そのため、町における預かり保育の実施状況と、今後どのような拡充を検討しているかお聞きます。

そして、ハ．子どもの居場所づくりや子どもの権利擁護について、2点お尋ねします。

近年、子どもの居場所づくりと権利擁護の重要性が高まっています。共働き世帯やひとり親家庭の増加により、子どもが孤立しやすくなり、虐待やネグレクトの相談件数も年々増加しています。また、貧困やヤングケアラー、教育格差の拡大により、十分な食事や学習機会などを得られない子どもたちも少なくありません。

こうした背景を受け、日本は、子どもの権利条約を批准し、子どもが健やかに育ち、意見を表明できる環境を整えることを約束しました。しかし、新型コロナウイルスの影響で、子どもの孤立は一層深刻化し、ネットいじめなどの課題も浮き彫りになっています。子どもの居場所づくりにおいて大切なのは、大人が一方向的に提供するものではなく、子ども自身が安心できる場と感じられることが重要です。自治体や地域が連携し、子どもが主体的に関われる環境を整えることが求められています。

そこで、一つ目として、子どもが本当に安心できると感じる居場所をつくるには、大人が決めるのではなく、子ども自身が関われる仕組みが重要です。その一つの方法として、似た経験を持つ者同士が支え合うピアサポートがあります。例えば、学校内外で子ども同士が助け合える環境を整えたり、先輩が後輩をサポートする仕組みをつくることで、より実効的な支援が可能になります。こうした点を踏まえ、町が考える子どもの居場所とは何かお聞きます。

二つ目として、子どもの権利条約では、子どもには意見を表明する権利、安全に生活する権利、適切な教育を受ける権利などが保障されています。しかし、現実には虐待や貧困、教育格差などの課題が依然として存在し、全ての子どもが平等に権利を受けることができる状況にはなっていません。

坂城町では、既にこども食堂や学習支援などの取組が行われていますが、子どもの声を反映

させる仕組みや関係機関とのさらなる連携が求められます。また、先ほど述べたピアサポートや子どもオンブズパーソン制度のように、第三者機関の設置による権利擁護の仕組みを導入する自治体も増えています。こうした背景を踏まえ、坂城町では子どもの権利擁護を推進し、より包括的な支援を実現するために、新たな施策や取組を検討する考えはあるかお聞きします。

以上について、町の見解をお尋ねします。

**町長（山村君）** ただいま、塚田議員さんから、子どもが安心して成長できる環境づくりについてのご質問をいただきました。私からは、ハの子どもの居場所づくりや子どもの権利擁護についてのご質問にお答えしまして、イとロの子ども・子育て支援事業計画に関するご質問につきましては、子ども支援室長より答弁いたします。

昨今、我が国では、少子化や人口の減少が顕著となり、これからの社会の仕組みや在り方について、国をはじめとして様々な場で盛んに議論がされているところであります。

私も、昨年度から、阿部知事が座長を務める、県の少子化・人口減少対策戦略検討会議に参画し、県の少子化・人口減少の現状等をはじめとした様々な課題への対応について議論を重ねてまいりました。

そうした議論を経まして、県では、少子化・人口減少を前提とした社会づくりに向けた少子化・人口減少対策戦略方針を策定するとともに、方針を具体化するため、県の人口が、ピーク時の7割に減少する2050年までに、若者や女性から選ばれる寛容な社会づくりを実現することなど、四つの柱からなる行動目標「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年の長野～」の策定と、その行動目標を踏まえ、行政、企業、地域、県民が具体的に取り組むべきことを議論し、推進する私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議が設立されたところであります。

また、信州未来共創戦略におきましては、明るい未来に向けた取組の方向性の一つとして「子ども・子育てを社会で支えよう」が掲げられる中、町では既に、町内の保育園・幼稚園に通う第3子の保育料の無償化や、学校給食費の無償化などの経済的支援をはじめ、保育園・幼稚園の年中児のすくすく相談事業や、教育・心理カウンセラー、教育コーディネーターの配置などの各種相談体制の充実など、戦略に掲げる方向性につながる様々な先進的な取組を実施してきているところであります。

さらに、来年度からは新たにベビーシッター利用支援事業を創設し、就労等に関わらず、一時的に保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを安心して利用できる環境を整備し、育児負担の軽減等を図るとともに、幼稚園等の副食費補助事業、乳児の1か月児健康診査の補助など、新たな取組を実施し、より一層の子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

さて、ご質問の子どもの居場所や子どもの権利擁護につきましても、信州未来共創戦略に位

置づけられているところであり、坂城町といたしましても、様々な施策を通じ推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

その上で、町が考える子どもの居場所についてであります。まず、子どもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下で、保護者をはじめとする大人や同年齢・異年齢の子ども同士との関わりの中で成長することが大変重要であると考えております。

町といたしましては、子どもが家庭以外にも安心・安全に過ごせる場を確保することは、子どもの健全な成長にとって、非常に重要であると考えており、今後、整備を予定している老人福祉センターと保健センターを統合し、子育て支援センターや図書館機能などを併せ持つ新複合施設においても、赤ちゃんからお年寄りまであらゆる世代の健康・福祉・交流の拠点となることから、新たな子どもの居場所として大いに期待しているところであります。

また、子どもの居場所は、子育て支援や子どもの健全育成を促進する場としての役割のみならず、共働き家庭の増加や、地域のつながりの希薄化、家庭の貧困が昨今の課題として挙げられる中、そうした課題に対応するための受皿としても機能しているものと認識しているところであります。

次に、子どもの権利擁護の視点を踏まえた新たな施策や取組についてであります。こども基本法や児童の権利に関する条約を踏まえ、子どもの権利について理解するとともに、その権利を守っていくことが重要であると考えております。

加えて、いじめや虐待などで、子どもの権利が侵害された場合における迅速な救済を図るための相談支援の充実も、非常に重要なものと認識しており、町では子育てに関する総合相談窓口として子育て支援センターを設置し、公認心理士や家庭児童相談員、保育士を配置する中で、相談に応じているところであります。

また、小学校や中学校では、担任をはじめ、養護教諭、校長や教頭に加え、教育委員会で配置をしております教育・心理カウンセラーや教育コーディネーター、県から派遣されたソーシャルスクールワーカーなどが保護者や子ども自身の相談に応じております。

加えて、保健センターでは、保健師や栄養士が相談に応じており、県や国、児童相談所、警察、民間団体においても、それぞれ相談窓口を設け、迅速かつ多様な相談に対応できる体制を整備しているところであります。

町といたしましては、子どもたちが悩みや不安を1人で抱え込むことがないよう、まずは、どこに相談したらよいか知ってもらうため、町ホームページをはじめ、学校だよりや学年・学級だより、新年度に全家庭に配布するガイドブックなどに相談先を掲載し、周知を図っているところであります。

先ほど議員さんから、子どもの居場所の一例としてお話のあった、ピアサポートにつきまし

では、同じ悩みや課題を抱える仲間同士で支え合う活動として、医療や福祉、高齢者・障がい者などの支援、教育などの分野において活用されているところであります。

当町におきましても、仲間同士で支え合う活動として、南条小学校のかがやきモード、坂城小学校のささえあいモード、村上小学校の共力モード、また、坂城中学校の友愛モードといった、4人1組での学び合いを各小中学校において実施しております。そのほか、異年齢交流なども実践しており、学習の理解はもとより、お互いの考えを認め合うことで自己肯定感の醸成などにもつながっているものと考えております。

町では、今後もこれまでの取組に加えまして、子どもの包括的な支援のための新たな方策につきましても、先進事例などをさらに研究してまいりたいと考えているところであります。

**子ども支援室長（橋本君）** 子どもが安心して成長できる環境をのうち、イ．第3期子ども・子育て支援事業計画について及びロ．計画の方向性についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、内閣総理大臣が定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、全ての市町村が策定することとされております。

町では、平成27年度から5年間を計画期間とする、第1期坂城町子ども・子育て支援事業計画に引き続き、第1期計画の進捗状況や、人口動態の推移等を推計し、加えて第2期計画を策定する際に実施したニーズ調査結果などを踏まえ、保育園や幼稚園などの利用量の見込みに対する確保量を算定した、令和2年度から5年間を計画期間とする第2期計画を策定し、様々な子ども・子育て施策を推進してきたところであります。

ご質問の第2期坂城町子ども・子育て支援事業計画の成果といたしましては、保育園の3歳未満児、同じく3歳以上児、また、主に幼稚園の利用について、それぞれの見込み量と実績に大きな差異がなく、利用ニーズを充足することができたものと考えております。

このほか、子育て支援センター事業や、一時預かり事業といった、いわゆる地域子ども・子育て支援事業につきましても、おおむねその利用者の実績値が、量の見込みの範囲内となっており、利用ニーズを充足できたものと考えております。

また、「子どもや家庭を切れ目なく支援する」など三つの基本目標の下、町が実施している子ども・子育てに関するあらゆる施策や事業におきましても、関係各課が基本目標や施策の方向性に基づき、着実に実施できたものと考えており、妊娠・出産・子育て期の支援の施策においては、セカンドブック事業、幼児期の教育・保育環境整備の施策においては、保育園での使用済みおむつの処分、経済的負担軽減の施策においては、学校給食費の無償化、障がい等の早期発見と相談支援の施策においては、新生児聴覚検査事業といった新たな取組として、計画策

定時よりさらに発展、充実させることができた施策も多くあると考えているところであります。

続きまして、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールにつきましては、現在、子どもの保護者や、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を広くお聴きするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者、関係団体の代表者で構成する子ども・子育て会議を設置し、計画の素案について協議を進めており、今月中に成案として公表してまいりたいと考えております。

なお、子ども・子育て会議の審議のほか、町民の意見を聴き反映する仕組みといたしましては、現在、計画素案についての意見募集を行っており、計画策定にあたり広く町民の皆様のご意見をお伺いし、必要に応じて計画に反映してまいりたいと考えているところであります。

また、計画決定後の町民の皆様への周知方法につきましては、町ホームページで公表するほか、冊子版を関係機関に配布することに加え、計画の概要をまとめた概要版を町内の保育園、幼稚園、小中学校の全生徒、全児童に配布したいと考えているところであります。

続きまして、ロ．計画の方向性についてのご質問にお答えいたします。初めに、第2期と比べて特に重点を置く課題といたしましては、ニーズ調査において社会状況の変化、とりわけ母親が就労している割合が前回調査と比べて高くなっているとの結果が出ております。

この調査結果を踏まえますと、保育園や幼稚園、児童館などの利用ニーズは、今後も高まっていくものと考えられ、引き続きニーズ調査などで得られた要望等を充足できるよう、適切な目標設定などについて、子ども・子育て会議で協議いただいております。

このほか、第2期計画策定後に施行された子ども基本法に関する取組や、今後実施が予定されているこども誰でも通園制度、新複合施設の整備など新たな取組についても位置づけられるよう検討してまいりたいと考えております。

続きまして、保育ニーズの把握方法変更への対応についてであります。第3期の計画策定にあたり、こども家庭庁より示された保育ニーズ等の把握方法の手引であります第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方では、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などにおいて、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異があることを指摘しております。

このことから、より正確なニーズ把握のため、第3期の計画の策定においては、1歳児と2歳児を分けて集計することとされており、町の計画におきましても、国の手引に従い対応しております。

次に、町における預かり保育の実施状況と今後の拡充についてのご質問ですが、これまで町では、1歳以上のお子さんを、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由により、保育園でお預かりする一時預かり事業の実施や、保護者の仕事や疾病の際、児童福祉施設等で休日や夜間などでお子さんを預かる子育て短期支援事業を実施しているほか、保育園の在

園児に対しては、保育認定時間外の、いわゆる長時間延長保育を実施し、保護者の多様な保育ニーズへの対応を図っているところであります。

また、幼稚園の預かり保育につきましては、町内外の私立幼稚園で実施をしていただいております、在園児を対象に朝や夕方、長期休みの期間中など幼稚園の通常の教育時間以外にお子さんを預かるものであります。

町といたしましては、保護者の就労率向上などに伴う保育ニーズの多様化を念頭に、現在、実施しております保育園の一時預かり事業を推進していくほか、幼稚園における預かり保育につきましては、預かり保育のニーズに対して、適切な対応がされるよう、幼稚園と連携してまいりたいと考えているところであります。

さらに、保育ニーズの多様化に対応するため、来年度から、先ほど町長の答弁にもありました、新たに創設するベビーシッター利用支援事業や、町社会福祉協議会で行っているファミリーサポートセンター事業の利用促進、また、令和8年度から全ての市町村で実施することとされているこども誰でも通園制度など、多様化する保育ニーズに対する施策を総合的に実施し、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

**3番（塚田さん）** ご答弁いただきました。子どもたちは、町の未来を担う大切な存在です。安心して成長できる環境を整えることは、私たち大人の責任であり、町の発展にもつながります。子どもたちの健やかな成長を支えるために、行政、地域、家庭が一体となって取り組む必要性があります。今後も、子どもたちの声に耳を傾け、よりよい支援策を共に考え、実現できることを期待し、次の質問に入らせていただきます。

## 2. 地域福祉の充実に向けて

地域福祉の充実に、行政や福祉機関だけでなく、地域住民や関係団体の関わりが欠かせません。少子高齢化や生活環境の変化により支援を必要とする人々が増える中で、地域全体で支え合う仕組みを構築することが求められています。

その背景には、以下のような理由があります。まず、地域との関わりがあることで、支援が必要な人を早期に把握できるようになります。行政の支援は一定の基準の下で提供されますが、地域に住む人々こそが日々の生活の中で住民の変化に気づきやすい立場にあります。特にひとり暮らしの高齢者や支援を求めにくい家庭では問題が表面化しにくく、周囲の見守りがなければ深刻な状況に陥ることも少なくありません。地域住民の関わりが深まることで小さな異変を察知し、必要な支援につなげることができます。

また、地域が主体となった共助の仕組みを構築することで福祉の持続可能性が高まります。行政の福祉サービスは、全ての人を対象にその内容も様々ですが、全てのニーズに対応するのは困難です。

しかし、地域住民やボランティア団体が連携し、こども食堂や学習支援、高齢者の見守り活

動などを行うことで、公的支援だけではカバーし切れない部分を補うことができます。こうした取組を通じて、住民同士の助け合いの文化が生まれ、持続的な福祉の仕組みが生まれます。

さらに、地域の関わりが深まることで、支えられる側だった人が支える側としての役割を持つ循環が生まれます。例えば、かつて支援を受けた高齢者が、今度は地域の子どもたちの見守り活動に参加することで社会とのつながりを感じ、地域の一員としての役割を持つことができます。このような相互支援の仕組みが広がれば、地域の福祉力が向上し、一人一人が自分の住む町を支える意識を持つことにつながります。

また、地域が主体となることで、地域特有のニーズに応じた柔軟な支援が可能になります。地域によって高齢者が多い、外国人住民が多い、共働き世帯が多いなど、課題は異なります。そのため、行政の一律の支援だけでは十分に対応できないケースもあります。地域住民が関わることで地域に合った支援の形を模索し、より実効性の高い福祉活動を実施することができます。そして、地域との関わりが深まることで、福祉が特別なものではなく、地域に根づいた文化として浸透していきます。日常の中で、困ったときはお互いさまという認識が広がることで、助け合うことや支援を求めることへの心理的なハードルが下がります。結果として孤立を防ぎ、地域全体の安心感が高まることにつながります。

こうした理由から、地域福祉の充実には地域住民や関係団体との連携が欠かせません。行政や社会福祉協議会、民生委員、ボランティア団体などが協力し合い、地域に根ざした福祉の仕組みを構築していくことが求められています。今後どのように地域とのつながりを強化し、支え合いの仕組みを発展させていくのか、具体的な取組について考えていく必要があります。

そこで、イ．地域との関わりについて、3点お尋ねします。

一つ目として、民生委員は、地域住民の身近な相談役として福祉の最前線で活動しています。高齢者や障がい者など、様々な生活に困難を抱える方と接し、適切な支援につなぐ役割を担っています。しかし、少子高齢化の進行や地域コミュニティの変化により、担い手不足や業務の負担増といった課題が指摘されています。また、支援が必要な人が増える一方で、民生委員の役割や活動が住民に十分に理解されていないケースもあります。現在の民生委員の活動の現状と課題についてお聞きます。

二つ目として、在宅介護支援センターは、高齢者やその家族から相談を受け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援や福祉サービスの提供を行う重要な拠点です。社会福祉協議会において実施されていることから、地域住民に身近な支援を行うことが期待されていますが、行政やほかの福祉機関、民生委員との連携が十分に機能していなければ、支援が途切れるおそれがあります。また、地域住民がセンターの役割を十分に理解していなければ、本来受けられるはずの支援を活用できない可能性もあります。そこで、在宅介護支援センターと町の連携についてお聞きます。



三つ目として、地域福祉の充実には、行政だけでなく住民や関係団体が主体的に関わる必要が不可欠です。地域での支え合いが強まれば、公的支援だけでは対応し切れない福祉ニーズを補完し、よりきめ細やかな支援が可能になります。しかし、地域の中でどのような協力体制が築かれているのか、どのような課題があるのかは地域ごとに異なります。また、自治会やボランティア団体、NPO、企業など、様々な主体がどのように関与しているのかを把握することで、今後の連携強化につなげることができます。そのため、地域住民や関係団体と連携しながら地域福祉を充実させるための取組についてお聞きします。

以上の点について、町の見解をお尋ねします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 2. 地域福祉の充実に向けてのご質問にお答えいたします。

近年、経済・社会、そして地域環境の変化等により、生きづらさや生活上の課題が複雑化・多様化する中、一人一人が尊重され支え合う地域共生社会の実現を目指し、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる支援体制づくりが求められています。

また、コロナ禍において、様々な活動の制限により、孤立等の問題が深刻になった経験を踏まえ、常に住民に寄り添い、人と人をつなぐ活動を行っている民生児童委員の皆さんへの期待と役割はますます大きなものとなっています。

初めに、民生委員の活動についてのご質問でございますが、民生委員は、民生委員法に基づき定数等が定められ、職務の重要性に鑑み、厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の地方公務員で、児童委員を兼ねることとされており、民生委員法第1条において、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」とその任務が定められています。

また、職務につきましては、住民がそれぞれ自立した生活が営めるよう、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする方の生活に関する相談に応じ、助言や福祉サービスに関する情報提供などの援助を行うことや、関係行政機関の業務に協力すること、社会福祉事業や活動への支援をすること等、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこととされております。

具体的な活動内容としましては、介護、医療、妊娠、子育て、生活等の不安など、様々な相談に対し必要な支援が受けられるよう、町や専門機関と住民とをつなぐことのほか、高齢者や障がい者の安否確認や見守り、福祉制度の周知、行政や社会福祉協議会等の関係機関の会議などへの参画及び提案、地域行事や学校行事等への参加などが挙げられます。

また、児童委員は、児童福祉法において市町村区域に設置が定められ、職務としましては、児童及び妊産婦について、生活や取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと、保護や保健、その他の福祉に関するサービスを適切に利用するために必要な情報提供など、援助・指導を行うこと等であり、民生委員の職務と併せて行われています。



当町では、これらの職務を社会福祉の増進に熱意がある３９名の民生児童委員さんに担っていただいております、坂城町民生児童委員協議会の「支えあう 住みよい社会 地域から」というスローガンの下、日々活動をしていただいております。

特に毎月、独居高齢者のお宅などを訪問し、最近の様子や悩み事を聞くなど、顔の見える関係づくりやコミュニケーションを図ることに加え、地域とのつながりが持てるようお楽しみ会を企画して余興などを楽しんでいただくなど、地域住民との関係づくりにも積極的に取り組んでいただいているところであります。

また、定例会では委員同士の情報共有とともに、諸問題や相談ケースについて地区別会議を行うほか、先進地や町内福祉事業所への視察・各種研修により、資質向上に取り組むなど、地域福祉の推進と安心して住み続けることができる地域づくりのために日々ご活躍されています。

さらに、県障がい者スポーツ大会、町のレクリエーション軽スポーツ交流会においても参加者のサポートなどを行い、障がいのある方がスポーツを楽しみながら多様な人との交流により、お互いの人権を尊重し、理解を深めるインクルーシブ社会や障がいに対する理解の促進等にご協力いただいております。

ご質問の民生委員の課題としましては、まず、地域のつながりの希薄化、住民の直面する課題の複雑化・多様化に伴い、民生委員さんへの相談も多岐にわたるようになったほか、委員の役割や職務内容を負担に感じられるため、これらの活動を担う後継者が地域の中から探しにくいといった現状があります。

また、訪問先で、本来の職務に含まれない作業を依頼され、対応に苦慮されるケースなどが見受けられることから、これらの対応について過度の負担とならないよう、自治会や近所の住民の協力を得て、地域全体で支援を必要とする方を見守ることができる体制づくりが重要であると考えております。

町といたしましては、民生委員さんが活動しやすい体制・環境づくりを推進し、委員の皆さんとともに民生児童委員制度の周知広報を行い、住民の方に民生児童委員を正しく知っていただき、地域福祉にも関心を持っていただけるよう今後も取り組んでまいります。

続きまして、在宅介護支援センターとの連携のご質問にお答えいたします。

我が国の高齢者福祉施策は、老人福祉法が制定される前の救貧的政策から、高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、在宅福祉施策の充実が図られ、１９８９年に出された高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）により、家族介護支援策を推進するため、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう整備が進められた施設が在宅介護支援センターであります。

当町におきましては、在宅介護支援センターを老人福祉センター内に設置し、業務につきましては指定管理者である町社会福祉協議会に委託して実施しておりますが、町のほぼ中心に位

置し住民の利便性も高いことから、地域に根ざした相談支援や地域の実態把握、関係機関との調整など幅広く業務を行っております。

具体的には、介護保険適用前の要介護認定に至らない要援護高齢者やその家族に対して、在宅介護や生活上の悩みなど総合的な相談に応じ、高齢者の状態や家族状況に応じた適切な高齢者福祉サービスの情報提供や、要介護認定申請のご案内のほか、介護サービスを利用しない独居高齢者などについても、個別に訪問を行う中で、健康状態の確認と併せ生活状況等の聞き取りと指導を行うなど、日常生活の自立に向けた支援事業を実施しております。

また、地域包括支援センターとも定期的な連絡会を行い、把握している情報や課題を共有し、対応策を検討するほか、関係機関との連携により、高齢者や支援を必要とする方への適切な対応がなされるようネットワークの強化にも努めているところであります。

次に、地域福祉を充実するための取組につきましては、高齢者や障がい者に限らず悩みを抱える方が孤立しないよう、町と地域福祉を推進する社会福祉協議会のほか、主体となる地域住民等の参加が不可欠であり、地域とのつながりを持つことが重要であると考えております。

こうしたことから、高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしい生活を送ることができるよう、既存の組織やグループに加え、住民活動をはじめとした多様な資源の発掘や、新たな提供主体の立ち上げ支援など、地域での支え合いの仕組みを推進する生活支援体制整備事業において、コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、地域の実情に応じた通いの場や活動が行えるよう協議を重ね取り組んでおります。

この事業におきましては、自身の健康と地域での交流や関わり、世代間の意識差等各種課題について考えていただくことを目的とした講演会や講座を実施しており、大変多くの方にご参加いただいております。

また、こうした講座などを通じ、自分にとっての大切な価値観や今後の人生についてどうありたいかという話を聞くだけでなく、テーマに沿って自由に話し合う機会を設けることで、自分の困り事や地域での課題について、支援や解決につながるような仕組みづくりや活動等の展開につながるよう、住民やボランティア等の団体に働きかけを行っております。

このような取組を継続することで、住民の方が地域で集まるきっかけをつくり、自身のやりたいこと・大切にしたいことを実現するとともに、介護や福祉の公的なサービスでは補うことが困難な生活支援等について、住民自らが主体となる活動が増えていくことが地域福祉の充実につながるものと考えております。

町におきましては、町民の皆さんが住み慣れた地域で助け合いながら暮らすことができるよう、近隣での助け合いや地域で活動するグループなど、身近なところで実践できる支援の輪を広げる地域づくりの構築に向け、様々な福祉施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

**3 番（塚田さん）** ご答弁いただきました。地域福祉の充実、全ての世代が安心して暮らせるまちづくりの鍵となります。支援が必要な人に適切な手が差し伸べられる仕組みを整え、誰もが支え合える地域社会を築くことが重要です。地域のつながりを深め、行政と住民が協力しながら課題を解決していくことの大切さを改めて実感しました。今後も地域の皆さんの声を大切にし、よりよいまちづくりに向けて協力しながら進められていければと思います。

今回の質問を通じて、子どもたちが安心して成長できる環境づくり、そして地域福祉の充実について改めて考える機会となりました。子どもたちの未来を支え、地域全体で助け合える仕組みをつくることは、持続可能なまちづくりに欠かせない要素です。誰もが安心して暮らせる町は、誰もが望むものです。そのためには、一つ一つの課題にしっかり向き合い、行政と地域が力を合わせて取り組んでいくことが求められます。今後も皆さんの声を大切にしながら、よりよいまちづくりに向けて前進していけることを期待して、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため、午後 1 時 3 0 分まで休憩といたします。

（休憩 午前 1 1 時 5 3 分～再開 午後 1 時 3 0 分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、1 4 番 大森茂彦議員の質問を許します。

**1 4 番（大森君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今年は戦後 8 0 年、あわせて被爆 8 0 年になる年になります。昨年、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）が、長年の運動が評価されノーベル平和賞を受賞いたしました。この間の運動が世界の認識を変え、国際団体の核兵器廃絶国際キャンペーン（I C A N）が同じく核兵器禁止条約をつくる大きな力を発揮したとして、この I C A N もノーベル賞を受賞しております。

このような運動を大きく支えてきたのは、日本国内の平和団体の運動や、あるいは坂城町のように、全国の多くの自治体が非核平和の町宣言を採択し、これらの運動を後押ししていたという経緯があるのではないかと思います。

広島市のホームページによりますと、2 0 2 4 年 9 月 2 4 日現在の署名国は 9 4 か国と地域、そして批准国は 7 3 か国・地域となっています。一步一步、核兵器禁止条約に加盟してきております。また、今、長引くロシアによるウクライナ侵略で核兵器の使用が現実味を帯びてきております。今こそ全世界が核兵器の使用を阻止し、廃棄させる運動が急務となっています。

こうした中、先日、第 3 回締約国会議が開催され、7 日に採択した宣言では、世界の不安定増大の中で、核兵器のない平和への我々の誓いを強化すると、このことを宣言して閉幕しております。

さて、この一般質問でまず取り上げたいのは、1 といたしまして、戦後、そして被爆 8 0 年の想いということで質問してまいります。

イといたしまして、新年度の事業計画は。

私は、昨年の9月議会で、来年は被爆80年になる。年間を通して平和を考える年にするため、戦争体験者の聞き取りや講演、広島のパネル展に子どもたちを派遣すること、町内で原爆写真展や被爆者の皆さんが描いた絵画の展示などを計画してはどうかと、このように提案してまいりました。これについて、今年度の事業について順次お尋ねいたします。

まず一つは、非核平和の町宣言文、これをパネルにして、来庁者の見えるところに掲示してほしいということの提案をいたしました。これについてどのようになったかお尋ねいたします。

二つ目に、新年度の社会教育、生涯学習、町ふれあい大学講座等の計画はどのような計画になっているかお尋ねいたします。

三つ目に、学校教育での取組はどのような計画をされているのか。

以上1回目の質問といたします。

**総務課長（伊達君）** 私からは、1. 戦後・被爆80年の想いは、伊といたしまして、新年度の事業計画はのうち、非核平和の町宣言文をパネルにの提案はどうなったかのご質問にお答えをいたします。

当町の非核平和の町宣言につきましては、平和が町民生活の基本であるとの理念の下、昭和60年9月27日に議決宣言されたもので、世界で唯一の被爆国として、核兵器による悲劇を繰り返さないという平和への強いメッセージが込められた内容となっております。

この宣言文につきましては、役場庁舎や町立図書館の行政資料コーナーに配置してある例規集を手にとってご覧いただけるほか、町ホームページにも掲載し、時間や場所を選ばず、気軽にご覧いただいているところであります。

大森議員さんからは、昨年9月定例会の一般質問において、宣言をパネルにして、来庁者に見える場所に掲示できないかといったご質問をいただき、宣言文の掲示につきましては、大きさや方法、場所等について検討してまいりたいとお答えをさせていただいた中で、役場庁舎に入って正面に位置する電光掲示板による掲示を行っているところでございます。

電光掲示板につきましては、庁舎に入って正面にあり、庁舎の案内図も表示されていることから、来庁された方も足を止めることが多く、目に留まりやすいことや、新たな設置スペースを要しないといった利点がございます。

一方、電光掲示板は一定の時間で画面が切り替わることから、宣言文をじっくり見たいという方には、例えば、別途印刷したものをご用意してご覧いただくなどの工夫をしてまいりたいと考えているところでございます。

**教育文化課長（長崎さん）** イ. 新年度の事業計画についてのご質問のうち、教育関係について順次お答えいたします。

初めに、新年度の講座等の計画に関するご質問でございますが、町では、生涯にわたり学び

の機会を提供するため、さかきふれあい大学として教養講座、専門講座、公民館講座、出前講座、長野大学坂城町講座等を開設し、生涯学習の推進を進めているところでございます。

戦後・被爆80年を迎えるにあたり、ご質問の、令和7年度のさかきふれあい大学などの事業計画につきましては、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを学ぶ講座といたしまして、まず、ふれあい大学の専門講座において、戦後80年平和学習事業と位置づけた大人と子供の社会見学会として、阿智村の満蒙開拓平和記念館を訪問し、館内の展示見学や、語り部による説明、学習講話を通して、平和な社会とは何かを一緒に考える講座を計画しております。

また、後期の生涯学習講座につきましても、平和学習などを含めて検討してまいりたいと考えております。

長野大学坂城町講座では、長野大学副学長や学生の皆さんと一緒に太平洋戦争での戦争遺跡をバスで巡り、空襲被害があった現地の見学など、身近な地域における戦争の影響を再確認することや、戦時下を生き抜かれた方々の証言から平和について考える講座を開催する予定でございます。

公民館報におきましても、坂城町に残る戦争の記憶をたどる特集や当時の戦争体験者の証言などを掲載し、改めて平和について考える機会となるよう、準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、町立図書館のロビーにおいて、毎年8月の終戦記念日に合わせて開催しております戦争と平和に関する書籍の企画展示のほか、今年度は8月に坂木宿ふるさと歴史館において、戦争関連の企画展の開催や、10月に開催を予定しております図書館まつりでは、戦争関連の写真等の展示などを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、学校教育における取組について申し上げます。小中学校におきましては、戦争を経験したことのない子どもたちが、戦争の悲惨さと平和の大切さを学ぶため、児童生徒の発達段階に応じた平和学習に取り組んでおります。

小学校3年生から5年生の国語の授業では、空襲や防空ごう、戦時中の生活や、広島・長崎の原爆の悲劇など学習教材として学習し、また、6年生の社会科では、「長く続いた戦争と人々の暮らし」をテーマに、日本の戦争突入の経緯、沖縄戦、広島・長崎への原爆投下、終戦までの歴史を学び、さらに「新しい日本、平和な日本へ」をテーマに、終戦直後の人々の生活、国際社会における日本の役割、憲法と平和主義、世界の未来と日本の役割などを学習しております。

また、中学校におきましては、各学年の道德の授業においても平和学習に取り組んでおり、加えて3年生の社会科の授業において、「第二次世界大戦と日本」をテーマに、昭和初期から第二次世界大戦終結までの世界の動きと日本の関わりを学び、第二次世界大戦と人類への惨禍について考え、表現する学習を行っております。

このような教科としての平和教育に加え、町では、小学校３年生の児童に副読本の「ふるさと坂城」を配布し、「戦争の中での郷土 昭和時代」という項目の中で、アメリカとの友情のあかしとして、３小学校に贈られた「青い目の人形」のエピソードや、満蒙開拓移民、学童集団疎開の受入れなど、自分たちの育った地域と戦争の関わりを通して、平和学習に取り組んでおります。

このほか、今年度、南条小学校では６年生の社会見学で、郷土の歴史学習の一環として、松代大本営地下壕を訪問し、実際の戦争遺構を見学することで、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ授業を実施しております。

また、昨年、当町とポーランドのツェレスティヌフ郡とのフレンドシップ協定による取組の一環として、この２月に町内の小学校５年生を対象に、ワルシャワ日本語学校教頭の坂本龍太朗さんによる講演会を村上小学校で行い、坂城小学校、南条小学校の生徒はオンラインで参加いたしました。

ポーランドにおける他国からの侵略の歴史や、ポーランドの隣国ウクライナの現状についてお話をいただき、子どもたちが世界情勢に目を向け、平和に思いをはせる機会となりました。

戦後８０年の節目を迎え、改めて子どもたちに平和な世界への思いを深めてもらうよう、引き続き、これまでの取組に加え、社会見学やポーランドとの交流などの機会を捉えて平和学習に取り組み、戦争の悲惨さ、平和の重要性を伝える教育を推進してまいりたいと考えております。

**１４番（大森君）** ご答弁いただきました。２回目の質問ですが、９月議会でご提案させていただいた内容は、年間を通じてという点では、ちょっとどうかなということもあるんですが、それぞれの分野で学習教育あるいは社会教育、あるいはふれあい大学等で戦争に関するいろんな取組をされるということで、非常に具体的なお答えをいただいたなというふうに思います。

また、満蒙開拓団というのはなかなか実現しないというのがあったんですが、阿智村の記念館へ、今度大人と子どもの社会見学ということで計画していただきました。多くの町民の皆さんがご参加できるような、そんなことも期待したいというふうに思います。

あと、非核平和の町宣言文、これをパネルにというのはなかなかお答えいただけないんですが、一步前進なのが、印刷されて、手軽に手に取って持ち帰れるというような形にもなるのかなというふうに思うんですが、これは印刷されてどこへどんなふうにして、来庁した人が手に取ることができるのか。どの辺の場所に置くのか、そんな点ではいかがでしょうか。

**総務課長（伊達君）** 再質問にお答えいたします。

印刷物につきましては、現在、置く場所については、もうちょっと検討を進めているという段階でございますので、現状で今具体的にここというお答えはできませんけれども、そんな形で検討させていただきたいと考えております。

14番（大森君） ぜひ来庁者の方が気軽に手に取って読めるというふうに、ぜひしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2といたしまして、より充実した新複合施設のために。

本議会の町長の招集挨拶で、新複合施設の基本設計については準備をしてきているということで、今度18日に第3回の建設委員会が開かれる。そこで平面図、立面図、3Dパース等で施設全体のイメージを示して基本設計をまとめると。そして、その後、28日に町民説明会を開いて、いよいよ建設の方向へ進んでいくと。このようなお話がありました。

まず、1といたしまして、これまでの確認ということです。

まず一つ目ですが、当初、保健センターと老人福祉センターの老朽化が原因、それを建て替えるために複合施設を造っていかうというお話になり、これが動き出しました。年度が替わったところで、所管が福祉健康課から企画政策課に移ったということがあるんですが、これはどんないきさつなのかということについてお尋ねします。

次に、二つ目といたしまして、建設委員の方にお聞きしたんですが、審議する資料が当日、机の上に配付されているというようなこともあったりして、依頼もそうですけれども、いわゆる事前に配付できないのかなというようなことも聞きました。しっかり内容を精査し、検討できるというそういう時間、あるいは図面なんかを頂いても、ゆっくりと自宅でも検討できると。こういう時間がやっぱり欲しいんだということをおっしゃっていました。せめて数日前、できれば1週間前くらいには提示してほしいというような意見もあるんですが、そのような対応はできるのかどうか、お尋ねします。

三つ目に、建設委員会にオブザーバーとしてお二人の方、あるいは2者と言っているわけか。参加されております。そして、これはSCOPE共同事業体となって参加されているわけですが、この役割はどんな役割をするのでしょうか。

次に、3といたしまして、招集挨拶では、18日の建設委員会で先ほど示したように、決定、住民説明会を開催していくということなんですが、そこで一つは、現在の建設委員会メンバーはいつまでが任期なのか。あるいは新しいまた委員会を組織するのかどうか、その辺はどんな組織体制になるのか。

二つ目に、今後、基本設計に基づいてさらなる詳細な実施計画をまとめるというふうになっておりますが、建物の構造だとか設備等の検討はどんな段階で議論といいますか、検討をされるのか。その工程過程はどうかということについてお尋ねいたします。

三つ目に、一応建設費は18億円ということを決めていますが、最近の信毎の記事によりますと、長野赤十字病院は資材高騰で150億円増となり、2028年度の開業を目指していたが、2029年度にずれ込むというような信濃毎日新聞の記事がありました。建設資材が高騰している今、予定どおり建設に着手できるかどうか、その点についてお尋ねいたします。



以上で1回目の質問といたします。

**議長（滝沢君）** 大森議員、イのこれまでの確認というところの三つ目の建設委員会開催の会議録を都度公表できないか、この質問が抜けていたんですが。

**14番（大森君）** 申し訳ございません。イのほうで、建設委員会開催の会議録、そしてその都度公表し、傍聴したい方あるいはホームページ等で公表できないかということをお願いしたというふうに思います。それについてのご答弁をお願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま大森議員さんから2番目の質問としまして、より充実した新複合施設のためにということで、イとロとご質問をいただきました。私からは、これまでの確認のところで答えたいと思ひまして、そのほかは担当課長からお答え申し上げたいと思ひます。今、追加で質問された話もちちゃんと答えに入れておりますので、よろしくお願いします。

さて、大森議員さんから、2番目の質問としまして、より充実した新複合施設のためにとのご質問をいただきました。私からは、イのこれまでの確認のうち、主管課の変更の経過についてお答え申し上げまして、そのほかの質問については、担当課長から答弁いたします。

新複合施設につきましては、昨年度策定されました基本構想・基本計画に示された諸条件を前提として、建物の構造や各部門の配置、必要諸室の大きさなど、新複合施設の基本的な内容を具現化するため、基本設計における平面図の素案を用いて、施設利用者の皆さんや関係各所の職員からの意見・要望を10回にわたるワークショップを通じてお聞きし、また、その意見・要望を反映した設計図案を建設委員会においてお示しする中で、委員の皆様からご意見を伺うなど、広く施設イメージの共有を図ってまいりました。

また、ワークショップにつきましては、建設委員会の委員さんにもご参加いただける形式としまして、施設利用者の皆さんとともに、施設の動線や機能性のほか、保健・福祉・子育て支援・交流の各部門相互の連携などを想定する中で、幅広い視点での検討、調整を加えてきたところであります。

そうした中で、新複合施設の基本設計につきましては、今月18日に開催を予定しております第3回建設委員会において、立体的な外観図や内観図などでイメージを共有していただきながら、設備や構成要素などをご確認いただき、新たなご意見等については、次年度以降に予定している実施設計や施設運用の検討において、可能なものについてはできる限り反映してまいりたいと考えております。

また町民の皆様に対しましては、今月28日の午後7時から文化センター大会議室におきまして、新複合施設の基本設計に係る町民説明会の開催を予定しておりますので、大勢の皆さんに基本設計の概要をご覧いただきたいと考えているところであります。

また、ご質問の新複合施設の担当部署が福祉健康課から企画政策課に変更になった理由についてであります。町では令和元年度に、将来のまちづくりを見据えて、最適な公共施設の在

り方を検討し、施設整備の方向性を示した坂城町公共施設グランドデザインを策定するとともに、翌2年度には、グランドデザインに基づき、公共施設の計画的な整備や維持管理の推進により財政負担を平準化し、持続可能なまちづくりにつなげることを目的とした公共施設個別施設計画の策定を進める中で、老朽化が進む老人福祉センターと保健センターの在り方について検討がなされ、経過年数や耐震、建物の健全度に加え、施設としての重要性などを総合的に判断し、これら施設を統合した複合施設として整備していく計画といたしました。

そうした中で、更新の主体となる老人福祉センターと保健センター双方の所管課である福祉健康課におきまして、令和4年度に保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等で構成される保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げ、先進施設の視察等を交えながら、新たな複合施設の方向性等について検討を進めてまいりました。

建設準備委員会では、健康づくりに関する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能にとどまらず、子育てや教育といった視点の要素も付加することで、小さなお子様から高齢者の方まで多様な世代が集い、活発な交流が図れる新たな交流と生きがいの拠点として施設整備を進めていくことといたしましたところであります。

こうしたことを踏まえ、令和5年度に取り組みました新複合施設のコンセプトとなる基本構想・基本計画の策定にあたりましては、建設準備委員会から新複合施設建設委員会に移行するとともに、新複合施設は、幅広い世代の交流とつながりを生む新たな拠点施設として、町民誰もが利用しやすく、利便性や快適性の高い多機能な施設を目指すことや、役場内においても全ての課や部署との横断的な検討・調整が必要なことに鑑み、主管課を福祉健康課から企画政策課に所管替えし、各課と連携した事業進捗を図ることといたしましたところであります。

施設整備の完了までには、まだまだ時間を要しますが、基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」を目指し、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、慎重かつ着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（竹内君）** 私からは、今のこれまでの確認のうち、審議する資料の事前配付、会議録の公表、共同事業体の役割についてと、ロの今後の予定はについてお答えをいたします。

まず、審議する資料は事前配付できないかのご質問であります。町では、新複合施設の建設委員会に限らず、各種委員会や審議会等の開催にあたって、内容が複雑であったり全体的にボリュームがある資料につきましては、可能な限り事前の資料配付が望ましいと考えているところであり、会議の内容や説明事項をあらかじめお示しすることで、当日の議論をより深めることにつなげるという観点では、重要であると認識しているところでございます。

しかしながら、日々変化する状況や最新の情報に基づく内容を踏まえた会議においては、必

ずしもそうした対応ができないこともございますので、ご理解をいただければと存じます。

続きまして、建設委員会の会議録の公表についてであります。委員会などにおける協議内容につきましては、町民の皆様へ適切なタイミングで、正確な情報をお伝えすることが重要であると考えております。

また、町民の皆様には正しい情報を伝えることで、協働によるまちづくりへの参画につなげる必要な要素であると考えております。

一方、会議の性質やご発言の内容によっては、公表に適さない場合も想定されますことから、全て一律に対応することは難しい面がございます。

新複合施設の建設委員会につきましては、これまでフリーなディスカッションの場として、委員の皆様から幅広く、自由闊達に意見をお出しいただきてまいりましたので、活字として公表することで、発言に遠慮が出ることも心配されたことから、公表については控えてまいりましたが、基本設計もまとめの段階に入ってきていることから、次回委員会の中で委員の皆様にもご相談をさせていただき、ご理解をいただいた場合については公表してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、共同事業体の役割についてのご質問ですが、当町で計画する複合施設につきましては、保健・福祉・子育て支援・交流の四つの部門から構成され、複数の役割を担う全国的にも事例が少ない施設であり、基本計画段階から竣工まで多くの検討や調整を進めながら、様々なプロセスを見据えた事業の進捗管理が必要となってまいります。

また、「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」をコンセプトとして、地域交通の拠点機能や、誰一人取り残さないというSDGsの理念の具現化、DX推進による利便性の向上、効率的で利用しやすいサービスの提供など、施設要件も多岐にわたっております。

これらを実現するためには、建物の建築そのものに関する技術や知識といったハード面、目的に沿って施設を有効に活用するためのソフト面の両面にわたりアプローチをしていくことが求められることから、事業主体である町側の意向に沿って、設計業者などとの協議・調整を円滑に進め、着実な事業進捗を図るため、数少ない事例に携わった経験がある建築設計事務所と住民などからの意見や課題の集約等実績がある特定非営利活動法人による共同企業体に、コンストラクション・マネジャーとして、事業全体をサポートしていただいているところであり、建設委員会においても、オブザーバーとして参画いただいております。

一般的にコンストラクション・マネジャーとは、建築工事などにおける設計や施工について、発注者側の立場で監修を行うなど、通常、発注者に専門的・技術的知識がない場合などにおいて、費用やスケジュール、品質等の観点で工事が不利に働かないようにサポート等を行う役割であります。当町におきましては、こうしたハード面のほか、ワークショップにおける意見

の取りまとめや聴取した意見が設計に反映されているかのチェックなどのソフト面につきましても、設計業者と町との仲介役として、専門的な知見を生かしたサポートをいただいているところでもあります。

続きまして、ロの今後の予定はについてのご質問にお答えいたします。まず、新複合施設建設委員の任期であります。新複合施設に係る建設委員会設置要綱では、「複合施設の建設に係る基本的な方針及び計画並びに設計に関し、広く町民の意見を徴し、整備計画を作成すること」及び「その他複合施設の建設検討に必要な事項」の2点を建設委員会の任務としており、委員の任期については、「任務に掲げる事項の完了をもって満了する。」と規定しております。

そのため、計画及び設計段階から、最終的な竣工に至るまで、建設委員会としての任期は継続するものとして、都度必要に応じて協議にご参加いただくことを想定しております。

次に、建物の構造や設備等の検討時期などについてのご質問であります。今年度実施している基本設計は、複合施設建設予定地の造成の高さや建物の位置、構造、外観のほか、各部屋の配置や広さ、間取りなど基本的な設計として具体化するものであり、今年度末の完了を予定しているところでもあります。

また、来年度予定しております実施設計では、基本設計に基づき、建築を実際に施工するための設計図書を作成することとなり、家具類や空調、電気、水回りといった設備を含めた詳細な仕様書や設計図の作成を行ってまいります。

実施設計の進め方につきましては、基本設計と同様に、建設委員会をはじめ、施設利用者や関係各所の職員などの皆さんと施設イメージと進捗状況などを共有してまいりたいと考えております。

次に、新複合施設の建設費についてのご質問であります。基本構想・基本計画において、施設の延べ床面積の上限を3千平方メートル、建物本体工事費の上限を18億円としてお示ししております。

お示した金額につきましては、建物本体のみの工事費で、外構、造成工事、什器や家具備品、駐車場施設内の設備等は含まないものとして、基本構想・基本計画策定時の経済情勢を基に概算額を見込んだものであります。物価高騰や建設業における週休2日制の推進など、建設事業を取り巻く社会経済情勢も変化しているところでございます。

現在の基本設計段階においては、コスト管理を意識しながら、概算工事費の積算を進めているところではありますが、実施設計においても、コンストラクション・マネジャーを介し、設計業者との綿密な協議・検討が必要であると考えております。

基本構想・基本計画においてお示した建物本体工事費の上限につきましては、18億円を基準額として、時点修正により物価高騰などの影響を考慮する必要があると考えておりますが、well beingの実現空間として、町民の皆様に愛される生きがいと交流の場となるよ

う、着実かつ慎重に事業推進に努めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** ただいま答弁いただきましたが、ちょっと量が多くてですね、いろいろと議論する時間もないんですが、取りあえず急ぎで一つだけ先にお尋ねするんですが、コンストラクション・マネジメントということでお話がありました。この役割として、日本コンストラクション・マネジメント協会というものがあって、そこで団体資格をテストをやって与えているんですよね。このお二人というか、2者といいますか、コンストラクション・マネジメントの資格というのをお持ちなんですか。まず確認ですが。

**企画政策課長（竹内君）** ご質問にお答えをいたします。

コンストラクション・マネジメントの資格ということでございますけれども、現在お願いをしている企業体については、その資格は持ってございません。

**14番（大森君）** 過去のいろんな経験上、あるいは町とのつながり等も支援があったということで、よその自治体の建物をやられたという経験もあるというお話もお聞きしていますけれども、やはりもう国土交通省も今はこれを重視してきていますよね。そういう点ではですね、やっぱりもう少しそのところはきちんとした、町民も安心できる方をお願いするということの方が大事じゃないかなというのを一つ思うんですが、資格のあるないで、いい悪いというものができるかどうかという、そういう評価をするわけではありませんけれども、やはり町民が安心して、こういう方ということがやっぱり。そのためには、業界団体が一応基準を決めてやっているテスト、これについて合格するということがやっぱり大事じゃないかなというふうに思うんです。この辺について指摘しておきたいと思います。もう今ここまで進んでいますので、いろいろと混乱を招いてもいけませんので、これはこれだけにしておきますけれども。

次の件ですけれども、もう一つは、会議の前に資料を提出するのは、ちょっとどうかと。できるときもあれば、こういうご時世の中でできないときもあるというご答弁がありました。

18日の資料は前もって配付できるんですか。お答えください。

**企画政策課長（竹内君）** 資料の事前配付のご質問にお答えをいたします。

18日に予定している建設委員会の資料については、直前、今週末まで設計事業者等との打合せも予定されているところであり、事前の配付はできないものと、しないで当日の配付ということで考えております。

**14番（大森君）** 配付はできないということですね。一番最後に大事にまとめて、町民に説明会をやるというときに、それでは建設委員会の日程を変更するということではないですか。町長、それはどうですかね。検討してください。

**町長（山村君）** 今そういうお話がありましたので。招集案内を建設委員会に出しますから、そのときに詳細なデータとか資料がもし間に合わなければ、それは出さないにしても、どういう項目で議論するとか、出せる範囲を決めて、いろいろ検討します。資料を出しますと言ってい

る、今は。手を振っているけれども、だから中身は、例えば詳細な議論がまだできないと私はできないと思うんだけど、ただ18日に建設委員会をやって議論をしないと、町民の説明会までにちょっと間に合わないと思いますので、ですから中身については検討しますけれども、すみません、内部で検討します。

**企画政策課長（竹内君）** 当日の資料についてのご質問ですが、実際にですね、当日は先ほども答弁にありましたとおり、外観図、内観図というものをお示しして、その状況を皆さんに見ていただいて、ご意見をいただこうと思っております。

基本的なものについては、第2回の建設委員会においても概要は説明をさせていただいてますし、その意見に基づいて最終調整をした図面という形で今調整をしているところでございます。当然、その委員会において事前に配付できるものについては、配付をしてみたいと考えておりますが、基本的なものについては図面というようなことになりますので、図面が完成していない中では、配付することはできないものと考えているところでございます。

**14番（大森君）** それは中途半端というものじゃないですか。それで議論してくださいと提示するんですか。この議場にも建設委員の方が3人いらっしゃいますけれども、責任重大ですよ。建設委員会の皆さんは。そんな中途半端な資料を頂いて審議していくというのは。ぜひ延期して、やっぱりしっかりと建設委員の皆さんに検討していただくと。焦ることはないじゃないですか。1年延ばしてもいいんじゃないですか、それは。そんな中途半端なやり方をしないで、きちんとやって。検討。

**町長（山村君）** 最近、郵便局は土日に配達してくれないということがあるんですけども、休みの日は難しい。それはそれとして、できるところまでやります。やって、事前に少なくとも資料をお渡しするということにします。ですから、完全に当日使う資料で事前にお渡しするものと、もちろん当日に付加する資料もあるかもしれません。ですけど、今までと違って内容をご審議、あらかじめ見ていただく資料は事前に送るようにします。それで、よろしいでしょうか。やらないというのをやると言っているんです。いいですか。

**14番（大森君）** いずれにしてもですね、やはり日程が先にありきで進めているということだと思えます。だってこういうデザインや、こういう議論をして、こういう計画でこういうものを今準備していると。それを建設委員会でもんでいただくというには、前もって提出して、そして、例えば私が委員であれば、私が知っている大工さんなり、あるいは1級建築士のところに行って、こういうことはどうだろうかと。こういうこともいろんな人から声を上げていくということじゃないか。その場で、いいですか、これでいきますよということで簡単に。ちょっと待って、ここのところまでしっかり読んでいないよ、見ていないよ、検討できていないよという、これで第3回は終わります、町民説明会をやりまして、それは無責任な説明会じゃないですか。私はそう思いますよ。



**町長（山村君）** ですから、私は事前に今お送りすると申し上げているんです。来週、18日ですから、火曜日ですから、時間はまだあります。今日10日。ですから、それはお渡しするという、事前に判断できる資料をお送りするという事で約束します。ただ、追加の資料もあるかもしれないというふうにご理解いただきたいと思います。

これ以上やってもしょうがないと思います。そういうことをやりますので。やらないと言っているんじゃないです。やる。いいですか。

**14番（大森君）** 議会が終わった後、またいろいろとこれをお話したいというふうに思います。

このことで大分時間を取ってしまいましたが、3番目の有機農業の行方ということで質問したいと思います。

いろいろと本当は聞きたくて、一番時間を取りたかったんですが、簡単に質問項目だけちょっと行きます。有機農業を生産者に知ってもらうために、農家の集まりの場に県の担当者に来てもらって、説明していただくと。そして、有機農業とはどういうものかということをお話しすると。それで、参加された農家の方に感想などをお聞きするという事で、今後のことを検討していきたいというふうに答弁されました。去年の6月議会でそういうふうにお答えいただきました。それから、有機農業を学校給食で食材として使っている自治体があると。こういうところも研究していきたいというふうにご答弁いただきました。

また、町長は、私の質問のときにですね、減反について、何でこれが続いているんだろうということ、ちょっとお怒りの発言もありましたけれども、これはもう国の施策なので、町でそれじゃあどんどん増やしてやりましょうというわけにいきませんけれども、それに代わる町の施策として、やっぱり農業としてきちんと位置づけていただきたいというふうに思うんですね。

そういう点でのオーガニック農業に取り組んでいくということについて、どのようにお考えになっているか、この点についてお尋ねいたします。

**商工農林課長（北村君）** 3. 有機農業の行方のご質問に順次お答えいたします。

まず、農家を集めた会議の場における有機農業に関する説明と農家の感想を踏まえた今後の町の取組の検討の状況についてのご質問であります。昨年7月に約30名の町内農家が集まる会議の際に、長野県長野農業農村支援センターの職員をお招きし、「環境にやさしい農業」と題し、環境負荷低減の観点から、化学肥料や化学合成農薬を低減した農業である環境負荷低減型の営農についてご説明をいただきました。

これは、有機農業も包括する内容であり、具体的には、堆肥や緑肥など有機質資材を用いた土作り技術、動植物質を原料とした肥料の施用や施用方法に関する化学肥料低減技術、機械による除草やフェロモン剤などを利用することによる化学合成農薬低減技術についてご説明をい



ただくとともに、環境負荷低減型農業の認定制度であるみどり認定や、そのメリットについてご説明をいただきました。

参加された皆さんは熱心に聴講されていたことから、町としましては、そうした取組について農家の方々に一考していただく機会になったと感じております。

しかしながら、一般的に、有機栽培や環境負荷低減型の農業が広く浸透していかない理由として、現在の有機栽培や環境負荷低減型の農業は、病虫害や雑草が発生しやすく管理の手間がかかるため、農家の負担が大きい上に専門的な知識が必要になる点や収量が不安定であるにもかかわらず、販売価格は慣行栽培と大差がないという点が障壁となり、二の足を踏む農家が多いためだとお聞きしております。

そうした現状を鑑みますと、町としましては、まずは有機栽培に関する理解を深めていただくため、農家側の機運の醸成を図ることが必要と考えており、次年度以降も県のご支援をいただきながら、有機栽培や環境負荷低減型の農業に関する研修会を開催してまいりたいと考えております。

続きまして、先進事例を参考にして、有機農産物を学校給食の食材として使用していくことに関する研究の状況についてのご質問にお答えいたします。

長野県内の先進的な事例としましては、有機農産物を学校給食に導入している下伊那郡松川町と上水内郡信濃町の取組が挙げられ、それぞれの町の担当者にお話を伺いました。

まず、4年ほど前から学校給食への導入を始めた松川町では、食材の供給体制の都合から、毎食、全食材を有機農産物にすることは難しいとのことですが、生産者団体と定期的な打合せを行い、納品時期、数量、品目をすり合わせ、一部の献立に取り入れているということであり、また、信濃町では、今年1月に、試験的にオーガニック給食を提供したということですが、こちらも供給体制の都合から、一部の献立に有機野菜を取り入れたところとお聞きいたしました。

お話をお聞きする中では、それぞれの町とも、町内で収穫された有機農産物を学校給食に使用するためには、必要量の確保が一番の課題であるとの認識でありました。

当町におきましても、まずは、町内における有機農法による生産者を増やし、生産体制を整えることが必要で、その次の段階として、学校給食に必要となる一定量の農産物の確保と調達価格の折り合いが整うことが見通せた時点で、教育委員会や栄養士の見解を踏まえながら学校給食導入に向けて検討していくものと考えております。

続きまして、町独自の政策として、減反を取りやめ、オーガニック農業をに関するご質問にお答えします。

現在、坂城町農業再生協議会では、国や県と足並みをそろえながら、全国規模で米の需要量に適した量を作付することにより、米の過剰供給を防ぎ、価格の安定化を図ることを目的とし

て、農家の皆さんに、米の作付量を抑制する需給調整を依頼しております。

令和6年産米については、町内で、約1万520アールの水田で米が作付、生産された一方、作付を見送っていただいた約5,600アールの水田では、いわゆる転作と呼ばれる野菜など代替品目の栽培のほか、一部の大規模農家には、輸入に依存している麦、大豆などの生産に取り組んでいただきました。

今後も、国や県と足並みをそろえながら、引き続き需給調整の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、昨年夏以降、米の需要が供給を上回り、米不足といった状況が継続し、米を取り巻く情勢が大きく変化してきております。

町といたしましては、国の農業政策の動向を注視するとともに、農家の皆さんには米や転作作物を生産する際に、有機栽培や環境負荷低減型農業を視野に入れていただくよう、研修会を開催してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 答弁いただくだけで時間が終わってしまいました。これは、町長の決断が進んでいるところがあるんですよ。飯綱町は、有機農業でオーガニックビレッジを宣言しています。これは、2024年4月に。そこでは、当町において有機農業の現状は、有機JAS認証及び環境保全型農業直接支払交付金の対象となる有機農業の経営体はおらず、町として有機農業に取り組む農業者の実態を把握できていない状況にあると、こう報告があるんです。けれども、5年後に目指す目標を立てるということで、計画を立てているんです。だから、最初からテスト的にやっ払いこうということで、町のほうで補助金を出しながらテストをやっ払いこうということで裾野を広げたいこうということがスタートなんです。

この間のときに町長は、大森議員は、ワイナリーのことを全く言わないというお叱りをいただいたんですが、今日は十分言わせていただきますが、ワイナリーのこれも、町長の決断からスタートしたんじゃないですかね。町長にちょっと答弁いただければ。そうだったと思うんです。

それが何かというと、事業の一番最初にこれが出てくるわけです。これはちょっと、ワイナリーのほうはプリントアウトできなかったんですが、一つ古いのかな。これについては、一番困難なところにワイナリーが出ているわけですね。「チャレンジSAKAKI」、こういうものです。だから、これを。ここへ有機農業、オーガニックビレッジ宣言をやっ払い、計画を立てようじゃないですか。そういうことをやっ払い本気でやらなきゃいけないと思います。

町長は、私の最初の質問のときに大変重たいテーマであるというふうにご答弁をいただきました。その間1年半くらいたっているんですよ。遅々として前進していないというふうには思います。やはりもう少し具体的に一步一步進めていっていただきたいというふうには思います。

以上、私の質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は、明日１１日、午前１０時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 ２時３０分）

